**送付先住所設定申出書**

（申出日）　　　年　　月　　日

（宛先）亀岡市長

　　　　　　　　　　　　（申出者）

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　納税義務者との関係（　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和6年度調整給付金（定額減税しきれないと見込まれる方への給付金）に関する書類について、下記送付先住所に送付願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 納税義務者 | * 同上（上記の申出者と同じ）
 |
| 〒　　　－ |
| 住所　　　　 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ　　 | 生年月日 |
| 氏名　　 | 　　年　　月　　日 |
| 送付先として設定する住所 | 〒　　　－ |
|  |
| （方書） |
| 変更の目的 | １．住民票の異動を伴わない転居による住所変更２．親族宛に送付３．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※申出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）の添付をお願いします。

※送付先を変更・削除する場合は速やかにお申し出ください。

※本申出書は令和7年度に実施予定の不足額給付で共有して利用します。

（裏面をご確認ください）

|  |
| --- |
| **【誓約・同意事項】　※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。*** **以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**
 |
|
| ① | 下記の支給要件に当てはまる場合、市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、０円となった場合には調整給付金は支給されません。 |
|
| 　 | 【支給要件】納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）に基づき算定される定額減税可能額（注）が、令和６年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和６年分推計所得税額又は令和６年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。（注）定額減税可能額　　　　・所得税分 ＝ ３万円 × 減税対象人数　　　　・個人住民税所得割分 ＝ １万円 × 減税対象人数　　　減税対象人数　　　　・「納税義務者本人＋控除対象配偶者（※）＋扶養親族（16歳未満扶養親族含む）（※）」　　　　（※）控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。【支給額】・所得税分の定額減税可能額が、令和６年分推計所得税額を上回る額・個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和６年度分個人住民税所得割額を上回る額の合算額を、１万円単位で切り上げた額。 |
| ② | 調整給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 |
|
|
| ③ | 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 |

**本人確認書類等貼付欄**

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、

介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

**【提出先】〒621-8501　京都府亀岡市安町野々神８番地　亀岡市役所　企画調整課**